

**第7回 経営検討委員会検討資料①**

**新料金表(案)の設定と補助施策の検討**

**2016年2月8日**

## ① 新料金表(案)の設定

- ◆ これまでの経営検討委員会での議論に基づき、今後の料金体系のあり方について基本的な考え方をまとめると以下のとおりとなります。

項目	基本的な考え方
料金体系見直しの必要性	中長期経営計画(経営戦略)の投資・財政計画(収支シミュレーション)において、人口減少、給水収益の減少が予想される中、現行の料金体系では継続的に当年度純損失が発生し、現金は枯渇する。
料金改定率の考え方	安定した経営、将来世代に負担を残さない経営とするため、当年度純利益を確保し、現預金残高、企業債残高の目標値を達成するよう改定率を設定した。
料金体系見直しの基本方針	負担の公正性、経営の安定性、激変緩和を考慮した料金体系とする。
基本料金のあり方	固定費が費用の大部分を占めることから、基本料金収入の割合を一定程度増加させ、各口径の使用可能な流量に応じた料金とする。
基本水量のあり方	水利用を促すという当初の役割を一定終えていると考えられること、使用量に応じた負担とすることから廃止する。
従量料金のあり方	均一とすることが望ましいが、少量利用者の急激な負担増とならない程度に逡増度を緩和する。
公衆浴場用料金のあり方	滋賀県が入浴料金を指定していること、公衆衛生上、一定の配慮が必要であることから、負担能力に応じた改定率で一律改定する。

## ① 新料金表(案)の設定

◆ 前回経営検討委員会までの議論に基づき、新料金表(案)を以下のとおり設定いたします。

### 【新料金表(案)】

(1ヶ月/税抜)

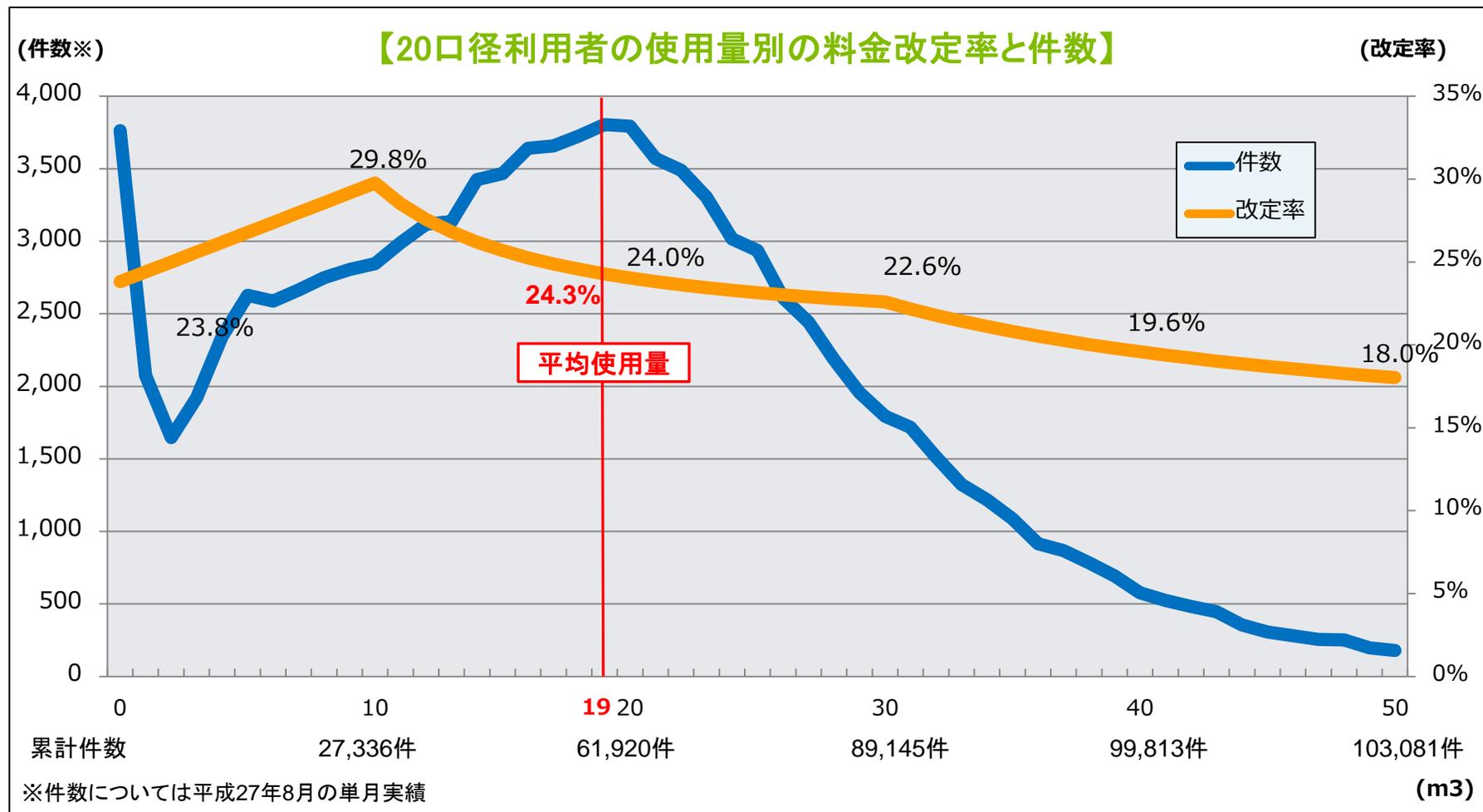
口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m <sup>3</sup> )					
		0-10m <sup>3</sup>	11-30m <sup>3</sup>	31-50m <sup>3</sup>	51-100m <sup>3</sup>	101-200 m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> 以上
13・20mm	1,040	5	149	173	195	217	240
25mm	2,030						
30・40mm	6,830						
50mm	13,900						
75mm	36,310						
100mm	81,000						
150mm	218,670						
200mm以上	460,470						
公衆浴場用※	5,820						

※ 公衆浴場用料金については、基本料金と従量料金を合わせた公衆浴場用料金全体での改定率が概ね4.5%となるように設定しています。



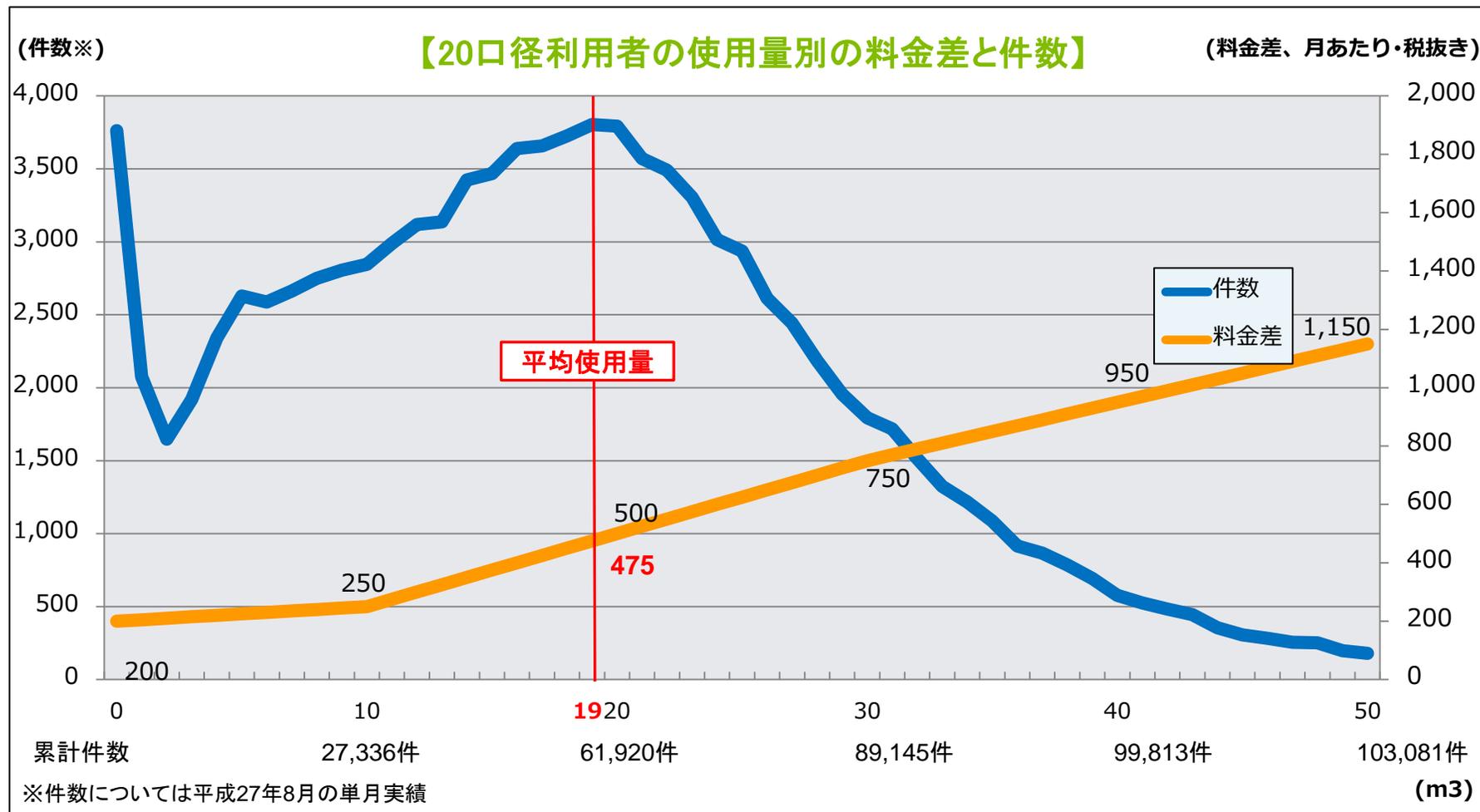
## ② 口径別・利用水量別改定率(20口径)

◆ 20口径利用者の改定率は10m<sup>3</sup>利用者で最も高く、その改定率は29.8%となります。



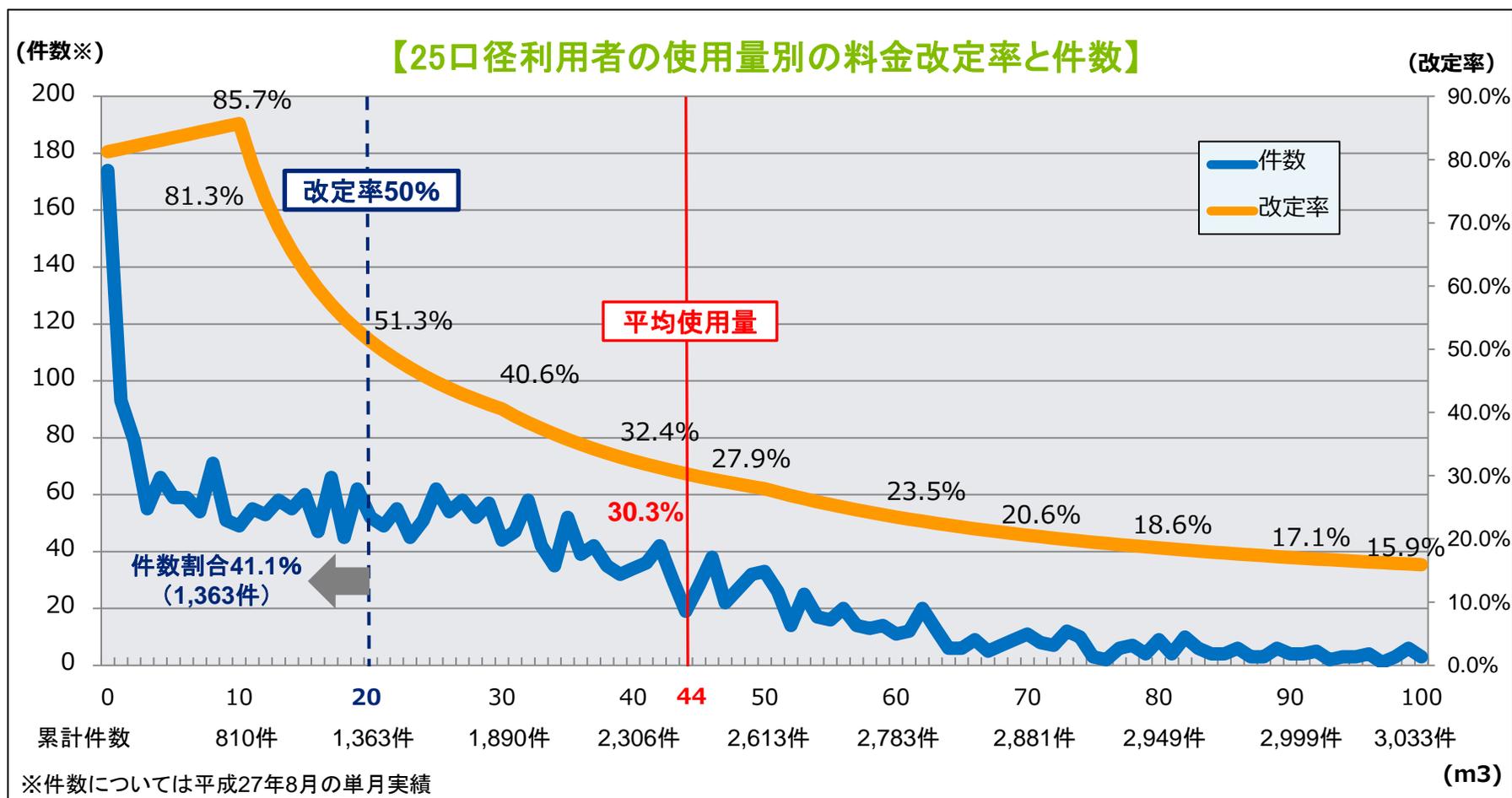
## ② 口径別・利用水量別料金差(20口径)

◆ 20口径利用者の料金差は平均給水量(19m<sup>3</sup>)利用者で475円となります。



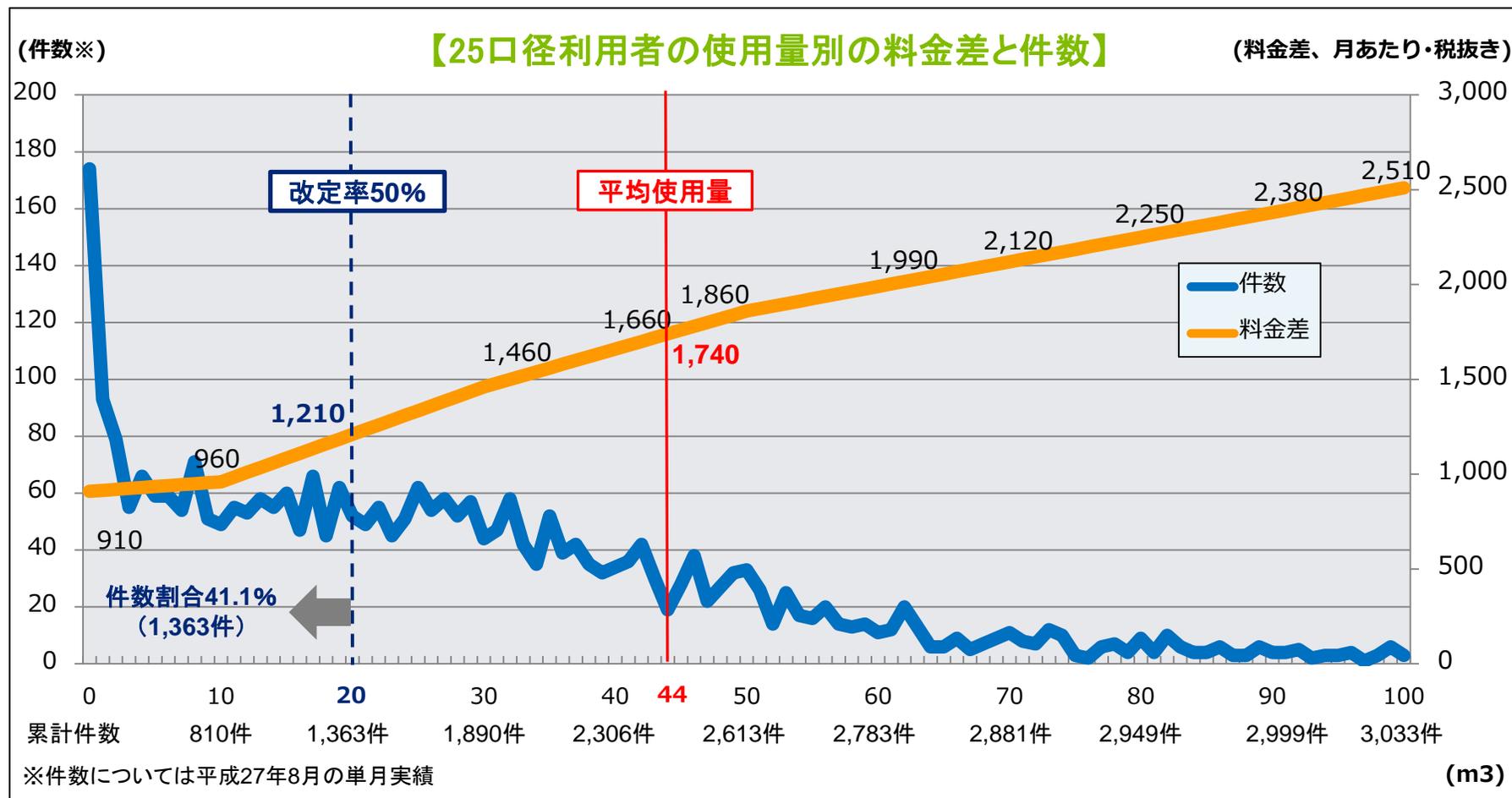
## ② 口径別・利用水量別改定率(25口径)

◆ 25口径利用者において、改定率50%超の利用者が約4割いるため、これらの利用者に対する補助施策の実施を検討する必要があります。



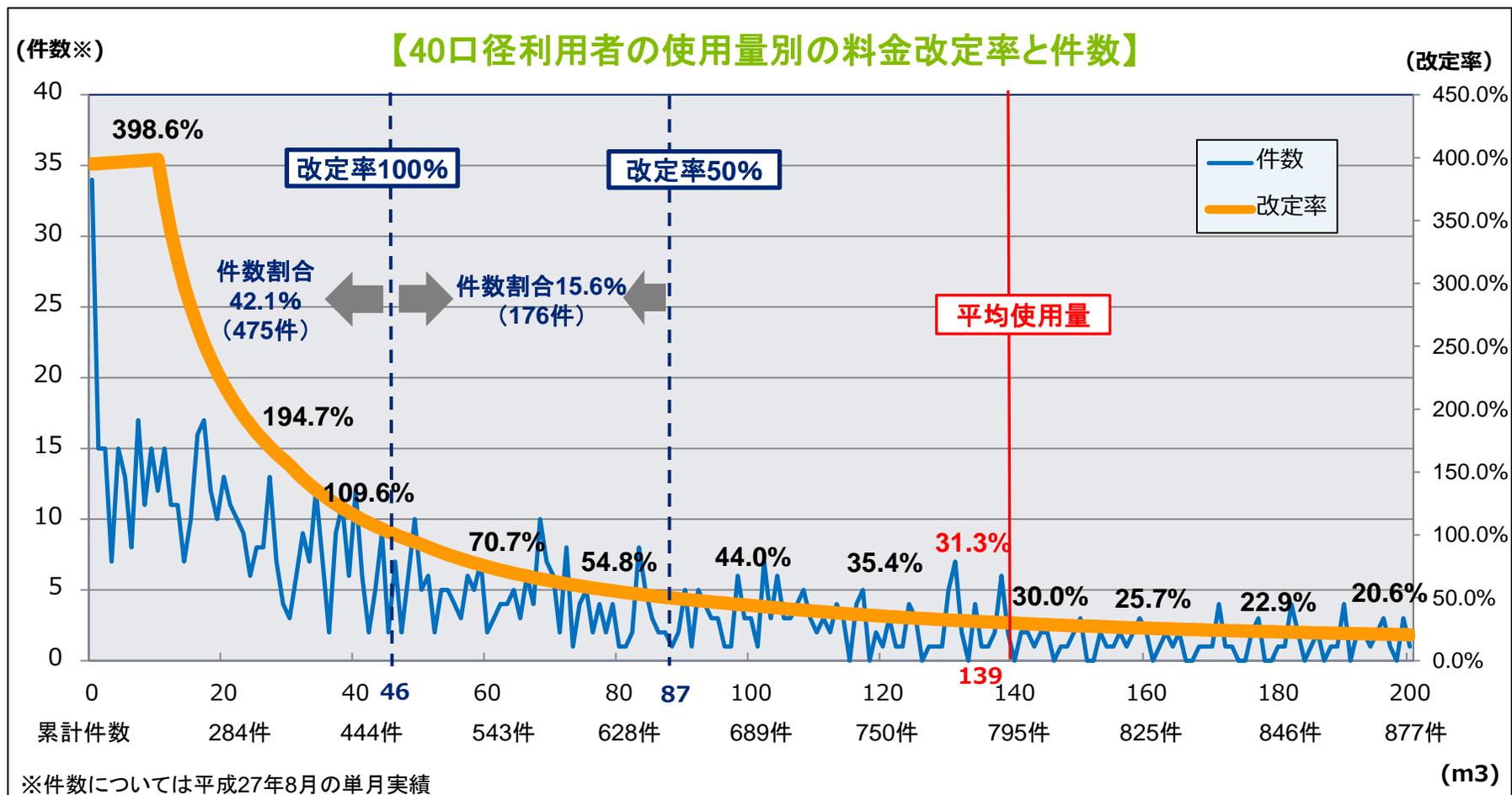
## ② 口径別・利用水量別料金差(25口径)

◆ 25口径利用者の料金差は平均給水量(44m<sup>3</sup>)利用者で1,740円となります。



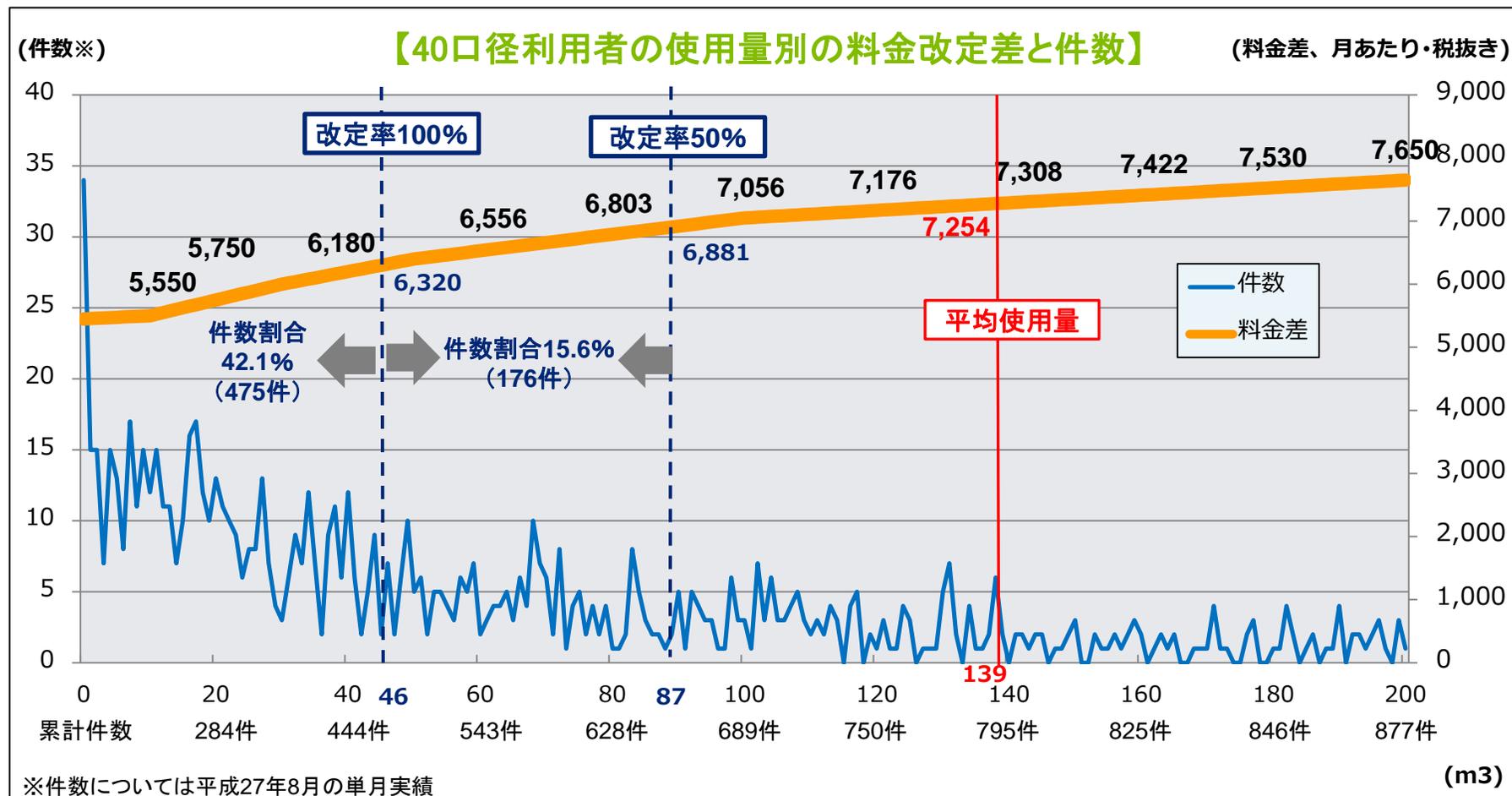
## ② 口径別・利用水量別改定率(40口径)

◆ 40口径利用者において、改定率100%超の利用者が約4割いるため、これらの利用者に対する補助施策の実施を検討する必要があります。



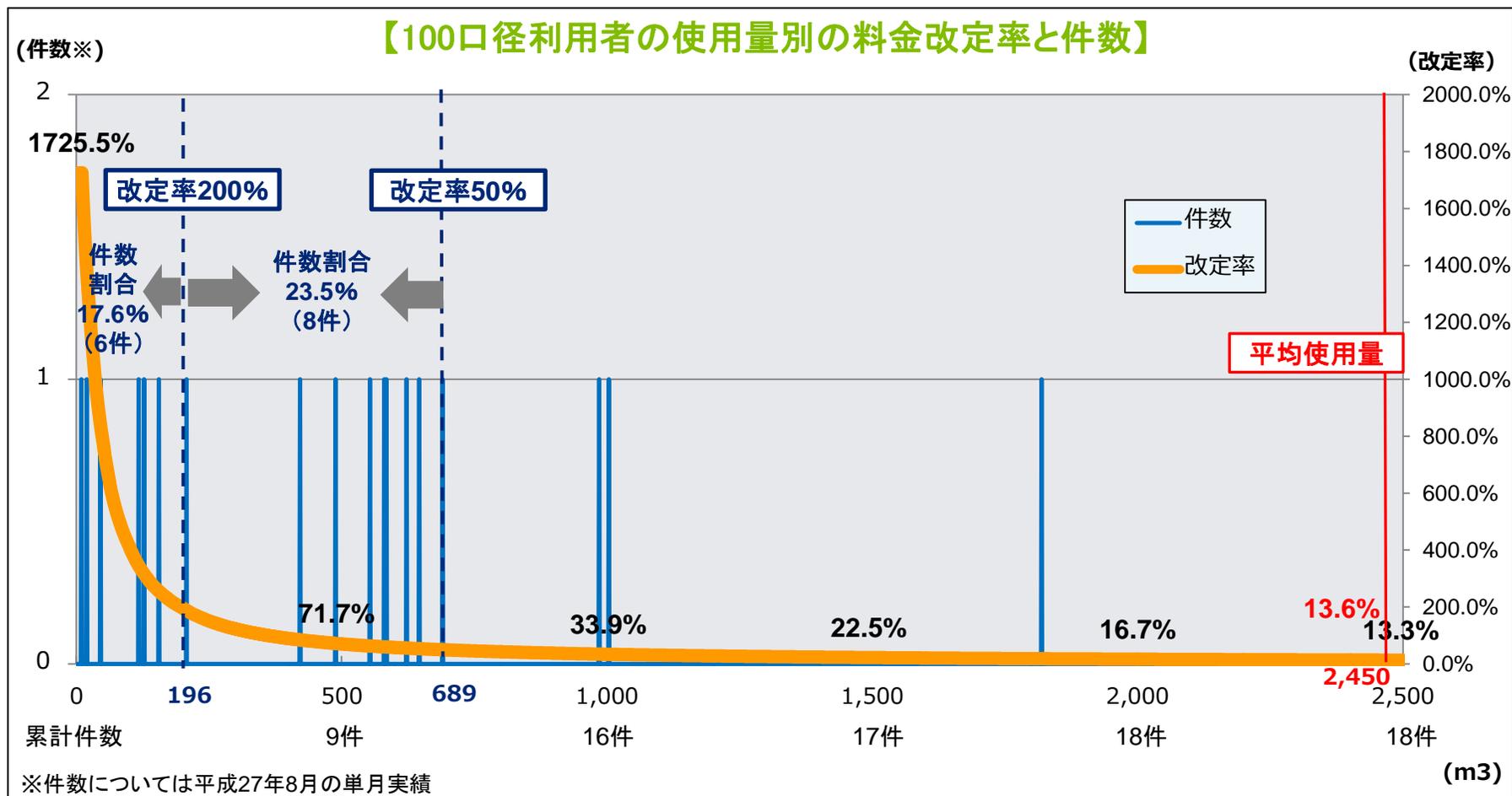
## ② 口径別・利用水量別料金差(40口径)

◆ 40口径利用者の料金差は平均給水量(139m<sup>3</sup>)利用者で7,254円となります。



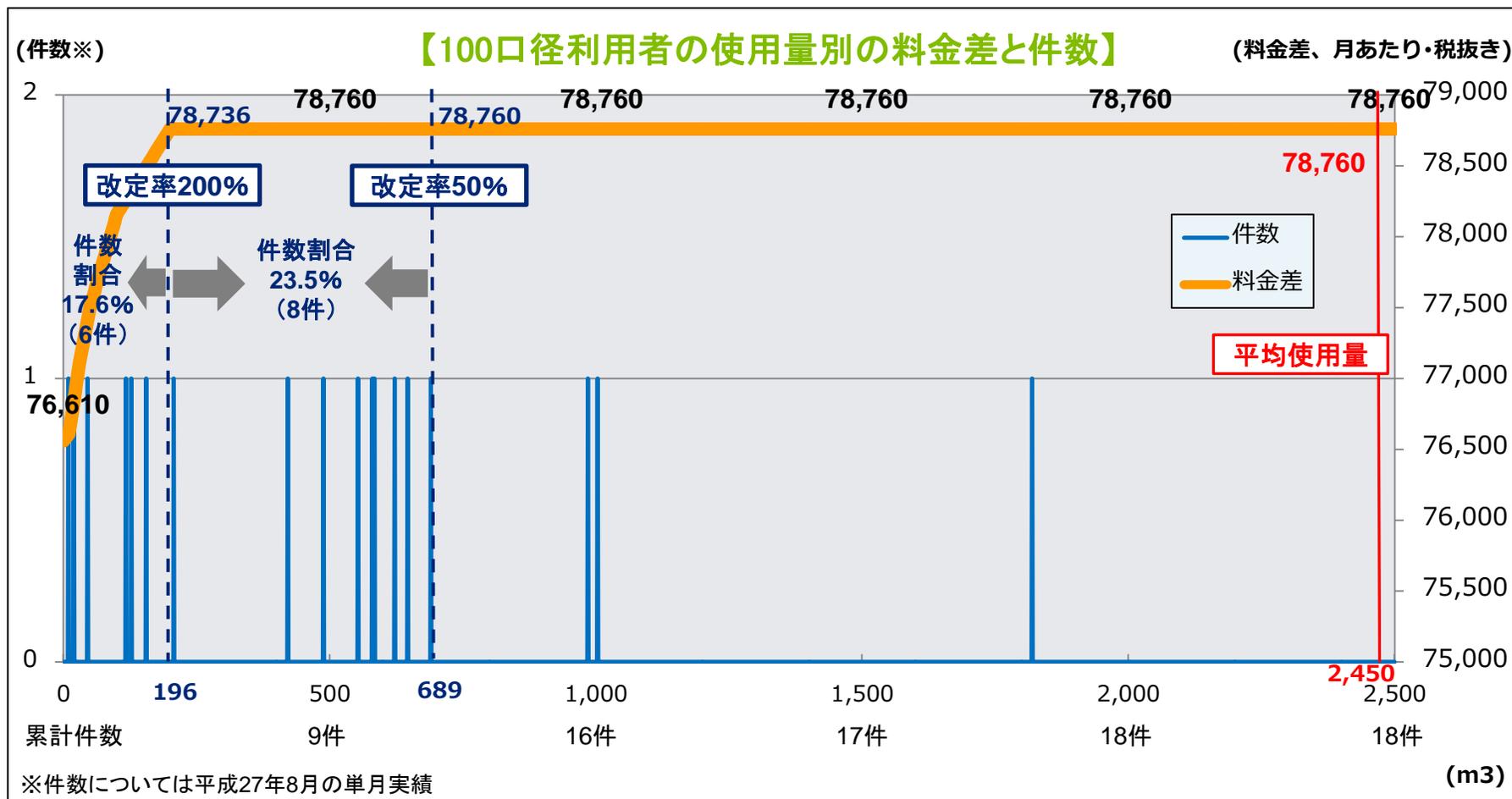
## ② 口径別・利用水量別改定率(100口径)

◆ 100口径利用者において、改定率50%超の利用者が約4割いるため、これらの利用者に対する補助施策の実施を検討する必要があります。



## ② 口径別・利用水量別料金差(100口径)

◆ 100口径利用者の料金差は平均給水量(2,450m<sup>3</sup>)利用者で78,760円となります。



### ③ 補助施策の検討

◆ 中・大口径少量利用者に対する補助施策としては、給水管減径工事に対する補助が考えられます。

#### 【目的】

- 前述のとおり中・大口径少量利用者の改定率は非常に高くなります。
- これら利用者は利用量が少ないため、給水管を減径することで基本料金負担を下げることはできますが、そのためには利用者が減径工事費用を負担する必要があります。
- そこで、改定率が非常に高くなるこれらの利用者の負担を軽減するために、利用者が減径を行う際にその減径工事費用の負担を補助する施策の実施が考えられます。

#### 【具体的な給水管減径工事に対する補助】

検討項目	考えられる補助例
補助の対象	・全利用者を対象とする ・負担増の多い一定口径以上の利用者を対象とする ・単に布設替に伴うもの（建物の建替に伴うもの等）ではない など
補助金額	・工事費の一定割合を支給する ・口径ごとに一定額を支給する ・工事費にかかる利子を支給する など
補助の期間	・無期限とする ・一定期間を対象とする など

※補助制度施行前に減径工事を実施した利用者との公平性や、本来、固定費として負担すべきであった料金であることなどから制度の必要性や補助率、補助対象については慎重に検討する必要がある。